

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 報道員に準じる者としての取扱申請について

【当該内容は、下記 1 に該当しない報道機関等を対象にしています】

国民スポーツ大会の取材を行うことができる報道員（下記 1 参照）は、公益財団法人日本スポーツ協会が定める国民スポーツ大会開催基準要項において、その対象が限定されており、この要項の基準を満たす報道関係者のみを報道員として取扱うこととしております。

また、「日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者」に該当する報道員を、「報道員に準じる者」と称し、その対象について下記 2 のとおりとしています。

このうち、下記 2 (3)～(5)により「報道員に準じる者」としての取扱いを希望する場合は、別紙申請書によりお申し込みくださいますようお願いいたします。

1 当該大会の取材を行うことができる報道員について

国民スポーツ大会開催基準要項第 38 項で定める次の者に限る。

日本新聞協会、日本放送協会（NHK）、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会に加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者。

2 報道員に準じる者の対象

(1) 主催者および主催者に準じる者

公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、神奈川県、公益財団法人日本アイスホッケー連盟、横浜市、神奈川県スポーツ協会、神奈川県アイスホッケー連盟、県内各市町村、県内各市町村スポーツ協会等

(2) 今後 3 年間の国民スポーツ大会開催県（令和 9 年～11 年）

(3) 過去 3 年間の国民スポーツ大会において報道員に準じる者として認められた者で、取材希望のある者

(4) カメラサービス等、報道の円滑な業務に資する者

(5) 上記(1)～(4)を除く下記の者で、新聞、雑誌、放送等の一般向けの広報媒体（社内報等を除く。）を有し、国スポを取材し、記事掲載等の計画がある者

① 実行委員会に対して取材希望があり、実行委員会が認めた者

② 県内市町村から実行委員会に対して推薦され、実行委員会が認めた者

③ 日本スポーツ協会から実行委員会に対して推薦され、実行委員会が認めた者

3 報道員に準じる者に対する制限

(1) 申請内容に虚偽があった場合や、大会運営に支障を及ぼすような取材を行った場合は、取材禁止を含めた制限をすることがある。

(2) 大会運営上、各社来会可能人数や持ち込み車両台数等について制限する場合がある。

4 申請方法及び提出期限

「報道員に準じる者としての取扱申請書」に必要事項を記載のうえ、令和 8 年 12 月 4 日（金）までにメール（kyogi-sports@pref.kanagawa.lg.jp）によりご提出ください。